

このような商品やサービスが登録されています。

地域団体商標制度は、平成18年4月にスタートし、制度発足以来、日本全国で600件の地域団体商標が商標登録されています。(2017年2月末現在)

産品別登録内訳一覧



一登録で複数の産品を指定している案件があるため、登録数と産品別の登録数は異なります。

パンフレット及び地域団体商標制度に関するお問合せ

特許庁 ☎03-3581-1101(代表)  
地域ブランド推進室  
内線番号：2828  
電子メール：PA1480@jpo.go.jp

知的財産・地域団体商標に関するご相談

知財総合支援窓口  
ご相談はこちらまで！  
「相談無料」「秘密厳守」で応じます！  
全国共通ナビダイヤル  
(最寄りの窓口につながります。)

0570-082100

※IP 電話など、一部からはつながりませんのでご注意ください。

各地域ごとの「地域ブランド」支援を実施しているお問い合わせ先

- 知的財産室一覧 (括弧書きは管轄している都道府県)
- 北海道経済産業局知的財産室(北海道)  
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎5階  
TEL:011-709-5441(直通) FAX:011-707-5324
  - 東北経済産業局知的財産室(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)  
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎8棟3F  
TEL:022-221-4819(直通) FAX:022-265-2349
  - 関東経済産業局知的財産室  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)  
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館9階  
TEL:048-600-0239(直通) FAX:048-601-1297
  - 中部経済産業局知的財産室(富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)  
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 4階  
TEL:052-951-2774(直通) FAX:052-950-1764
  - 近畿経済産業局知的財産室(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)  
〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-4 大阪合同庁舎第1号館3階  
TEL:06-6966-6016(直通) FAX:06-6966-6064
  - 中国経済産業局知的財産室(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)  
〒730-8531 広島県広島市中区上/丁6番6-30 広島合同庁舎2号館3階  
TEL:082-224-5680(直通) FAX:082-224-5645
  - 四国経済産業局知的財産室(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)  
〒760-8512 香川県高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎7階  
TEL:087-811-8519(直通) FAX:087-811-8558
  - 九州経済産業局知的財産室(福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)  
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-1-1-1 福岡合同庁舎6階  
TEL:092-482-5463(直通) FAX:092-482-5392
  - 沖縄経済産業局知的財産室(沖縄県)  
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階  
TEL:098-866-1730(直通) FAX:098-860-1375



経済産業省 特許庁

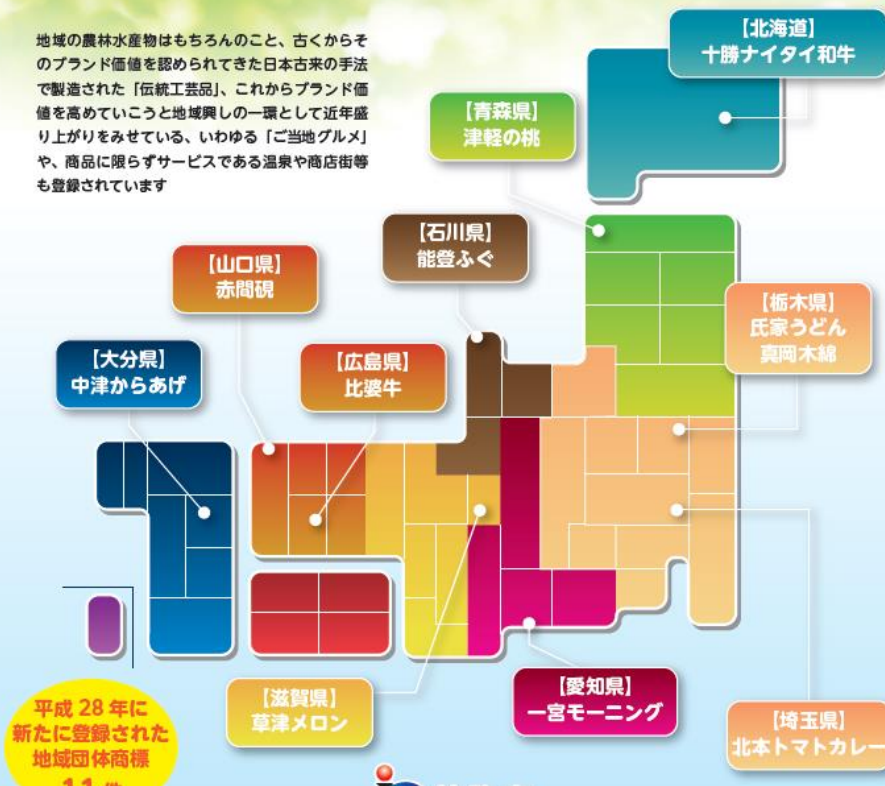
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号  
TEL 03-3581-1101(代表・8時30分から18時15分)  
特許庁ホームページ <http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

# 地域団体商標制度

あなたのまちの地域ブランドを商標登録しませんか

地域団体商標は、幅広いジャンルの地域ブランドを登録することができます

地域の農林水産物はもちろんのこと、古くからそのブランド価値を認められてきた日本古来の手法で製造された「伝統工芸品」、これからブランド価値を高めていこうと地域興しの一環として近年盛り上がりを見せている、いわゆる「ご当地グルメ」や、商品に限らずサービスである温泉や商店街等も登録されています



平成28年に新たに登録された地域団体商標 11件

# 地域団体商標とは！

1 地域の名称と商品（サービス）の名称等からなる商標について、

4つのポイント！

登録できるのは以下のパターンの文字のみからなる商標です

パターン1	パターン2	パターン3
<p>例)○○りんご、○○味噌</p>  <p>地域の名称 + 商品（サービス）の普通名称</p>	<p>例)○○焼、○○温泉</p>  <p>地域の名称 + 商品（サービス）の慣用名称</p>	<p>例)○○産みかん、本場○○織</p>  <p>商品（サービス）の普通名称 OR 商品（サービス）の慣用名称 + 産地等を表示する際につけられる文字として慣用されている文字</p> <p>例) 本場、特産、名産、○○産、○○の</p>

※○○は、地域の名称を表示する文字  
 ※地域の名称には、現在の行政区画名ばかりでなく旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名なども含まれます  
 ※地域の名称が、例えば「商品の産地」又は「サービスの提供場所」であることが必要です

2 地域に根ざした団体が、

地域団体商標の権利者となることができる団体

- ①事業協同組合等の特別の法律により設立された組合
    - ア) 法人格を有する
    - イ) 当該特別の法律に構成員資格者の加入の自由が担保されている
    - 例) 農業協同組合、漁業協同組合 など
  - ②商工会
  - ③商工会議所
  - ④NPO法人
- ※上記に相当する外国の法人も登録可能です

3 その構成員に使用させる商標であって、

組合であれば組合員に使用させる等

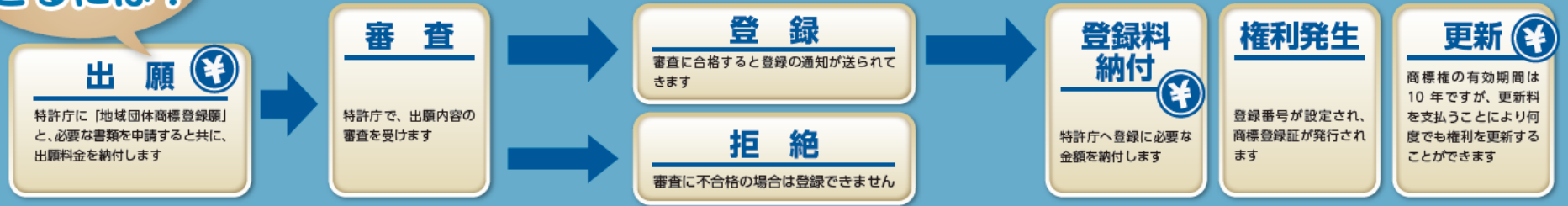
4 広く知られているとき

出願団体又はその構成員の使用により、これらの者の商標として一定の地域で、需要者（最終消費者又は取引事業者）に知られていることが客観的事実によって証明できる

※商品の生産販売数量、販売活動の実績等、客観的に把握できる資料等

上記を満たすことで、地域団体商標として商標登録を受けることができます！

# 商標権をとるには？



# 取得のメリット！

日本全国で商標の使用を独占できます！！

## 法的効果

■不正使用の防護策（独占・排除）  
 他者が不正に地域団体商標である名称を商標権の範囲に類似する範囲で使用していた、又は使用する恐れがある場合、民事・刑事の両面から対抗することができます。  
 例) ・不正に商標を使用した店舗の開店の未然防止  
 ・類似品・模倣品（サービス）への権利主張  
 ・商標（名称）の不正使用の減少

■ライセンス契約  
 商標権（財産権）は、他社に商標の使用を許諾することができ、これによりビジネスの幅が広がります。  
 例) ・大手飲食料品メーカーとライセンス契約締結  
 ・食堂における種類の提供について企業とライセンス契約締結

## 差別化効果

■取引信用度・商品・サービス訴求力の増大  
 商標権で保護されていることで、取引の際の信用力増加、また、国にお墨付きをもらった登録商標という点をアピールすることで商品・サービスの訴求力の増大につながります。  
 例) ・権利取得をきっかけに県内の学校給食に採用  
 ・権利取得後は、権利取得以前より売り上げが15%増

## その他の効果

■組織強化・ブランドに対する自負の形成  
 商標をその団体が独占的に使用することにより、組合員の増大や、ブランドに対する自負が形成されます。  
 例) ・権利取得後の組合員の増加  
 ・より安心・安全な商品生産に対する組合員の意識変化

●出願料（商標登録出願：通常） 3,400円 + (区分数 × 8,600円)  
 ●登録料（商標登録料：10年） 区分数 × 28,200円 ●更新登録申請料（10年） 区分数 × 38,800円  
 ○書面で手続きする場合には、電子化のための手数料が必要な場合があります  
 電子化手数料 1,200円 + (書面のページ数 × 700円) (平成29年3月時点)